

オスプレイの配備の撤回を求める会長声明

- 1 米国政府は、多くの市民や関係自治体が懸念や反対の意思を表明する中、昨年7月23日に垂直離着陸機MV-22オスプレイ（以下、「オスプレイ」という。）を岩国基地に陸揚げし、昨年10月4日には普天間基地において飛行訓練を開始した。

さらに、米軍が作成した「MV-22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー」によれば、オスプレイは、岩国基地やキャンプ富士への派遣や、全国各地の米軍基地における使用のほか、全国6ルートの航法経路において、航空法により定められた高度以下の低空飛行訓練を行うことが予定されている。

そして、上記6ルートのうち「ブルールート」には本県北部（利根郡みなかみ町、沼田市）の上空が含まれている。

- 2 しかし、オスプレイは、「W i d o w M a k e r（未亡人製造機）」と揶揄されるほど開発段階から墜落事故などの重大事故を繰り返しており、量産決定後の2006年以降も58件もの事故が報告されている。また、オスプレイの事故による死者は既に36名にのぼる。

同機の安全性については、回転翼機モードと固定翼機モードの切替えが不安定であるという問題や、機体下降中にボルテックスリング状態（翼の浮力と下降速度のバランスが崩れ失速する状態）に陥った際、制御不能になりやすいといった問題が以前から専門家により再三指摘されている。

さらに、オスプレイには、オートローテーション機能（エンジン停止の際でもプロペラが回転して墜落を避ける機能）に致命的な安全上の欠陥がある。

このような危険な欠陥機による低空飛行訓練を日本各地で行うことは、日本国民全体の生命・安全を無視するものである。

- 3 殊に群馬県においては、以前より米軍が、FA18などの戦闘機で低空飛行訓練や急降下、急上昇などの激しい戦闘訓練を行い、騒音被害を発生させてきたところであるが、さらにオスプレイが展開されることになれば、さらなる騒音被害や市民の生命・身体に対する危険が増大することが強く懸念される。

このような状況の中、昨年7月6日、本県知事は、日本政府に対し、オスプレイの安全確認と確認結果の説明を求めるとともに、オスプレイの安全性への懸念が払拭されない限り、飛行訓練をしないよう要請した。また、同月31日には北毛5市町村長（沼田市・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町）が、同様の安全確認を求める要望書を提出している。さらに、同年9月24日には沼田市議会でもオスプレイ配備の撤回を求める請願が採択されており、県内各地で強い不安と反対の意見表明がなされている。

日本国憲法は、国民に対し、生命・身体・日常生活等を害されることなく平和のうちに安全に生存する権利を保障しているが（憲法前文、9条、13条等）、オスプレイの飛行訓練は、このような平和のうちに安全に生存する国民の権利を脅かすものである。

- 4 また、オスプレイは、輸送兵員数、輸送貨物量、最大速力、航続距離のいずれにおいても現在配備されているCH46ヘリを大きく上回る軍事輸送機である。そして、米軍作成の環境レビューによれば、オスプレイが普天間基地に配備された目的は世界中の戦闘支援等とされている。

しかし、このような目的を有するオスプレイの配備を容認し、我が国を世界規模での戦争の拠点とすることは、平和国家として到底許されるものではない。

- 5 以上のとおり、専ら世界規模での戦闘支援等を目的とし、安全性において重大な欠陥のあるオスプレイの飛行を、日本の如何なる地域においても認めることはできない。

日本政府は、平和憲法を堅持し、国民が平和のうちに安全に生存する権利を確保する責務を負っているのだから、米国政府に対して、平和憲法と平和的生存権の実現のために必要な措置を講ずるよう求める責務がある。

- 6 よって、当会は、今般のオスプレイの配備と日本各地での低空飛行訓練に反対し、日本政府が米国政府に対し、オスプレイ配備の撤回を要求するよう求める。

2013(平成25)年2月1日

群馬弁護士会

会長 石原栄一